

## 蒲郡市障害者共同生活援助事業費補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 蒲郡市障害者共同生活援助事業費補助金（以下「補助金」という。）は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第5条第18項に定める共同生活援助（ただし、障害支援区分3以上の利用者に対する日中サービス支援型共同生活援助（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第171号。以下「指定障害福祉サービス基準」という。）第213条の2に規定する日中サービス支援型指定共同生活援助をいう。）を除く。以下「共同生活援助」という。）を実施する事業所（以下「事業所」という。）に対して、共同生活援助の経営の安定化及びその参入促進を図ることを目的として、予算の範囲内において共同生活援助に係る運営費を交付するものとし、その交付に関しては、蒲郡市補助金等交付規則（昭和38年蒲郡市規則第17号）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

### (実施主体)

第2条 実施主体は社会福祉法人、医療法人、特定非営利活動法人、公益社団法人、公益財団法人又は特例民法法人とする。

### (実施期間)

第3条 交付対象事業の実施期間は、予算措置年度の4月1日から同年度の3月31日までとする。

### (交付対象事業所)

第4条 交付対象事業所は、次の条件をすべて満たす事業所とする。

- (1) 指定障害福祉サービス基準第208条第1項に規定する指定共同生活援助事業所であること
- (2) 事業所の所在地が愛知県内にあり、事業所の利用定員が20人以下であること。
- (3) 共同生活援助を行う住居の所在地が愛知県内にあり、その利用定員が9人以下であること。

### (事業内容等)

第5条 補助金の交付対象となる事業内容は、前条の規定による事業所が、次に規

定する日（以下「対象休日等」という。）に行う共同生活援助の運営事業（以下「補助事業」という。）とする。ただし、当該事業所を市長が法第19条第1項により支給決定をした者が利用していることを条件とする。

(1) 日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「土日休日」という。）。ただし、共同生活援助利用者（以下「利用者」という。）が利用する共同生活援助と併せて支給決定される日中活動サービスが実施される日又は就労している利用者の出勤日を除く。

(2) 利用者が利用する共同生活援助と併せて支給決定される日中活動サービス事業所又は利用者が就労する事業所の休業日

2 補助基準額、補助対象日数、補助対象経費及び補助交付額の算定方法は別表のとおりとする。

（交付申請）

第6条 前条に規定する事業の補助を受けようとする者（以下「補助事業者」という。）は、障害者共同生活援助事業費補助金の交付について（申請）（第1号様式。以下「申請書」という。）に関係書類を添えて別に定める日までに市長に提出しなければならない。

（交付決定等）

第7条 市長は、前条の申請書を受理したときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、速やかに補助金の交付を決定しなければならない。この場合において、市長は、補助金の交付の目的を達成するため必要があるときは、条件を付すことがある。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付を決定したときは速やかに障害者共同生活援助事業費補助金の交付決定について（通知）（第2号様式）により、補助事業者に通知しなければならない。

（申請の取下げ）

第8条 申請の取下げ期日は、前条の規定による交付決定の通知を受けた日から10日以内とし、そのことを記載した書面を市長に提出しなければならない。

（変更申請の手続等）

第9条 補助事業者は、補助金の交付の決定後の事情の変更により、申請の内容を変更して交付申請を行う場合には、障害者共同生活援助事業費補助金の変更交付について（申請）（第3号様式。以下「変更申請書」という。）に関係書類を添え

て市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の変更申請書を受理したときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、補助金交付の変更を決定し、障害者共同生活援助事業費補助金の変更交付決定について（通知）（第4号様式）によりその決定内容を補助事業者に通知するものとする。

（補助事業の中止又は廃止）

- 第10条 補助事業者は、補助事業を中止し、又は廃止しようとする場合においては、市長の承認を受けなければならない。

（実績報告）

- 第11条 補助事業者は障害者共同生活援助事業費補助金の事業実績について（報告）（第5号様式。以下「実績報告書」という。）を市長に提出しなければならない。

- 2 前項に定める実績報告書の提出期限は、補助事業の完了（中止及び廃止の承認を受けた場合を含む。以下同じ。）の日から起算して30日を経過した日又は翌年度の4月30日のいずれか早い期日までとする。

（補助金の額の確定等）

- 第12条 市長は、前条の実績報告書を受理したときは、書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る補助事業の実施結果が補助金の交付の決定内容に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者には障害者共同生活援助事業費補助金の確定について（通知）（第6号様式）により通知するものとする。

（補助金の交付）

- 第13条 補助金は、補助事業の完了後交付する。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、その全部若しくは一部を概算払又は前金払により交付することができる。

（補助金調書の整備）

- 第14条 補助事業者は、補助事業に係る経費の収支を明らかにした書類、帳簿等を常に整備しておかななければならない。

- 2 前項の書類、帳簿等は、事業完了後、5年間保管しておかななければならない。

（検査等）

- 第15条 市長は、補助事業者に対して、補助事業に関し必要な指示をし、報告を求め、又は検査等を行うことができる。

(雑則)

第16条 この要綱の実施に関し、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成19年9月25日から施行し、平成19年7月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年7月29日から施行し、改正後の蒲郡市障害者共同生活介護・共同生活援助事業費補助金交付要綱の規定は、平成23年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成24年12月11日から施行し、改正後の蒲郡市障害者共同生活介護・共同生活援助事業費補助金交付要綱の規定は、平成24年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成25年6月25日から施行し、平成25年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成26年8月1日から施行し、平成26年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成27年11月4日から施行し、平成27年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成28年6月23日から施行し、平成28年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成29年7月10日から施行し、平成29年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成31年3月31日から施行し、平成30年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和元年5月17日から施行し、平成31年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和2年5月14日から施行し、令和2年4月1日から適用する。

附 則

- 1 この要綱は、令和2年12月28日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際、改正前の蒲郡市障害者共同生活援助事業費補助金交付要綱の規定による第1号様式、第3号様式及び第5号様式の内紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行し、改正後の第3条の規定は令和3年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和7年1月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年3月12日から施行し、改正後の別表の規定は、令和7年4月1日から適用する。

別表（第5条関係）

区 分	障害支援区分4～6	障害支援区分3以下
補助基準額	利用者（市長が法第19条第1項により支給決定をした者） 1人1日につき2,302円	利用者（市長が法第19条第1項により支給決定をした者） 1人1日につき1,302円
補助対象日数	障害福祉サービス報酬の共同生活援助サービスの提供実績がある対象休日等の日数 ただし、利用月ごとに当該月の土日休日数を上限とする。	
補助対象経費	共同生活援助に要する次の経費 給料、諸手当、報酬、社会保険料事業主負担、賃金委託費、旅費、需用費、役務費等	
補助交付額の算定方法	運営主体の総事業費から寄附金その他の収入の額を控除した額、事業に実際に支出した額及び補助基準額を比較して、最も少ない額とする。	